

家計が急変したひとり親世帯に、給付金が支給されます！

これまで所得制限の超過により児童扶養手当の対象になっていなかった方が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった場合、ひとり親世帯向け給付金の受給対象となります。

ひとり親世帯臨時特別給付金は非課税です。

基本給付 申請が必要です。

ひとり親世帯臨時特別給付金HP

追加給付は該当しませんので御注意ください。

支給額

1世帯 5万円
第2子以降1人につき 3万円



支給要件

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の任意の1か月を12か月換算した収入額が児童扶養手当を受けられる水準まで下がると予想される方

児童扶養手当法第4条に定める支給要件を満たし、18歳になった年の年度末までの児童、もしくは一定の障害のある20歳未満の児童を養育する方に限ります。

申請の目安・・・月の収入が30万円以下ならば対象となります。

例) 給与収入と養育費のみの方の場合

令和2年2月以降で、収入の低かった月の給与明細と養育費の入金記録を用意します。給与の収入額+養育費が30万円以下の場合、給付金の基準内となります。

注1) 世帯収入の合算ではなく、申請者、扶養義務者の収入を個別に判定します。

注2) 月の収入が30万円を超える場合も、税扶養の人数等で対象となる場合があります。

提出書類

- ・ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】家計急変者
- ・簡易な収入(所得)見込額の申立書(申請者本人用)【家計急変者】
同居する扶養義務者(申請者の父母等)のいる方は「簡易な収入(所得)見込額の申立書(扶養義務者等用)【家計急変者】」も必要です。
- ・収入額が分かる書類の写し(給与明細書、帳簿、年金振込通知書等)
児童扶養手当・児童育成手当の認定を受けていない方のみ
- ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(戸籍謄本等)
- ・振込口座が確認できる書類

提出方法

同封の返信用封筒で郵送してください。

申請期間

令和2年8月3日(月)～令和2年8月31日(月)
(最終受付日:令和3年(2021年)2月28日(日))

給付金制度に関するお問い合わせ先

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
0120-400-903 (祝休日を除く 月～金 9時～18時)

申請方法に関するお問い合わせ先

八王子市子育て支援課「ひとり親世帯臨時特別給付金」
相談専用電話(～令和2年8月31日(月))
042-620-7549 (祝休日を除く 月～金 9時～17時)